

「大麻、その禁じられた歴史と 医療の未来」

薬物使用と非犯罪化
～翻弄（ほんろう）される日本社会～

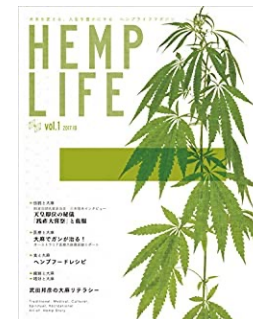
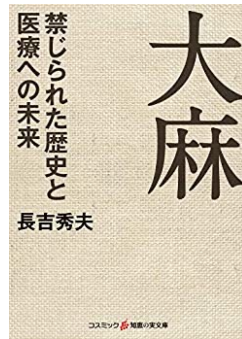
2021年2月22日

主催：龍谷大学 ATA-net研究センター

講演者：長吉 秀夫

自己紹介

長吉秀夫(ながよし ひでお)



1. 大麻の基礎知識
2. 大麻の歴史
3. 大麻の有効性と安全性
4. 大麻禁止で困っている人々
5. 使用罪議論の問題点

1. 大麻の基礎知識

大麻草という植物

雄株



雌株

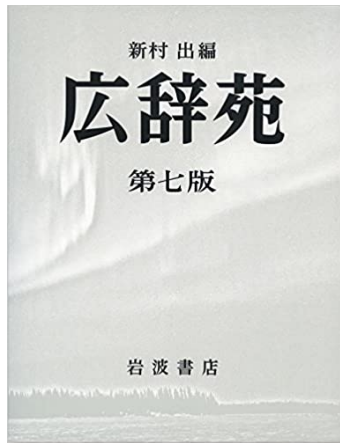
アサ科一年草
雌雄異株
原産：中央アジア

和名
大麻草、あさ、大麻

英名
Cannabis, Hemp, Marijuana
カンナビス、ヘンプ、マリファナ

雄花

学名
Cannabis Sativa L.
カンナビス・サティバ・エル



「大麻」 辞書としての定義

①伊勢神宮から授与する御札



③麻(アサ)の別称



②幣(ヌサ)の尊敬語 おおぬさ



④アサから製した麻薬
(マリファナ、ガンジャ、ハシシュ)



「麻」の衣服は大麻ではない？

大麻草	Hemp [ヘンプ]	アサ科	1年草
亜麻	Flax (フラックス)、リネン布	アマ科	1年草
苧麻 (ちょま)	Ramie (ラミー)、からむし	イラクサ科	多年草
ジュート麻	Jute [ジュート・黄麻]	シナノキ科	1年草
マニラ麻	Abaca [アバカ]	バショウ科	多年草
サイザル麻	Sisal hemp	ヒガンバナ科	多年草
ケナフ	Kenaf [洋麻]	アオイ科	1年草

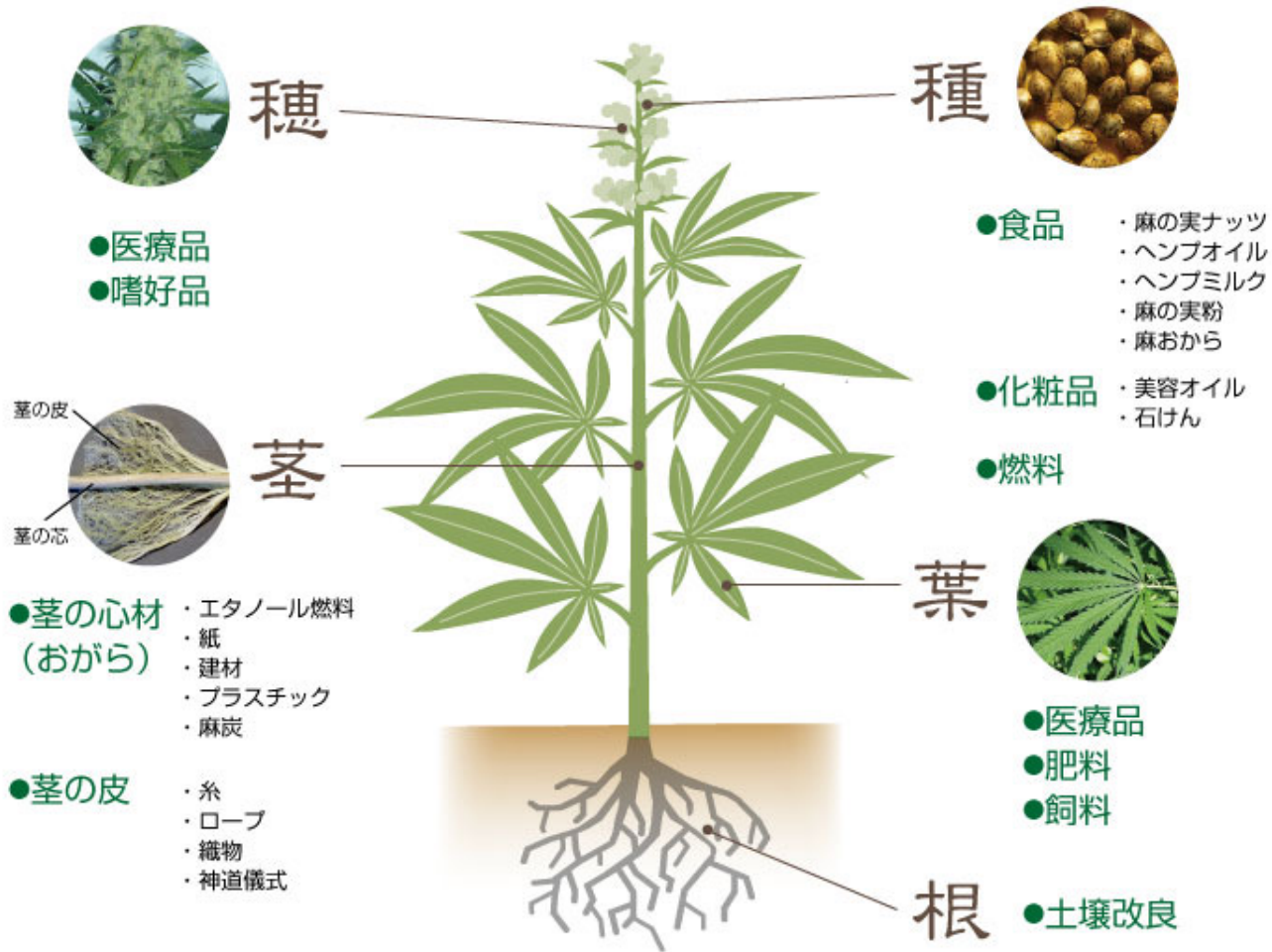
同じ麻でも植物学的にはすべて違う！

1962年に制定された家庭用品品質表示法により「麻」は、亜麻(リネン)もしくは苧麻(ラミー)のみ。

大麻の服は、「植物繊維(ヘンプ)」と表示しなければならない



大麻草からできる様々な製品



一説によると25000種類の製品ができる

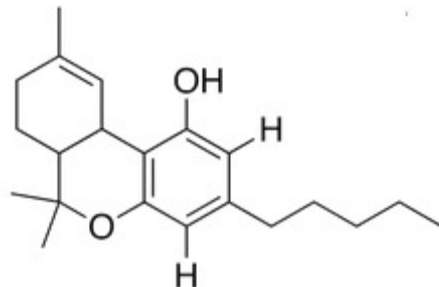
カンナビノイド (Cannabinoid) = 大麻草から採れる有用成分

カンナビノイドは、120種類以上ある。

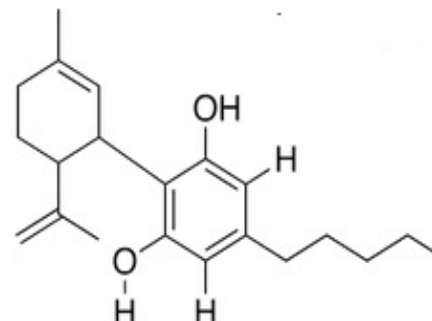
有名なカンナビノイドは、THCとCBDの2つ。

マリファナの主成分のTHC(テトラ・ヒドロ・カンナビノール)

酩酊作用のないCBD(カンナビジオール)



Δ9-Tetrahydrocannabinol(Δ9-THC)
デルタ9-テトラヒドロカンナビノール
CAS番号: 1972-08-3
分子式: C₂₁H₃₀O₂



Cannabidiol(CBD)
カンナビジオール
CAS番号: 13956-29-1
分子式: C₂₁H₃₀O₂

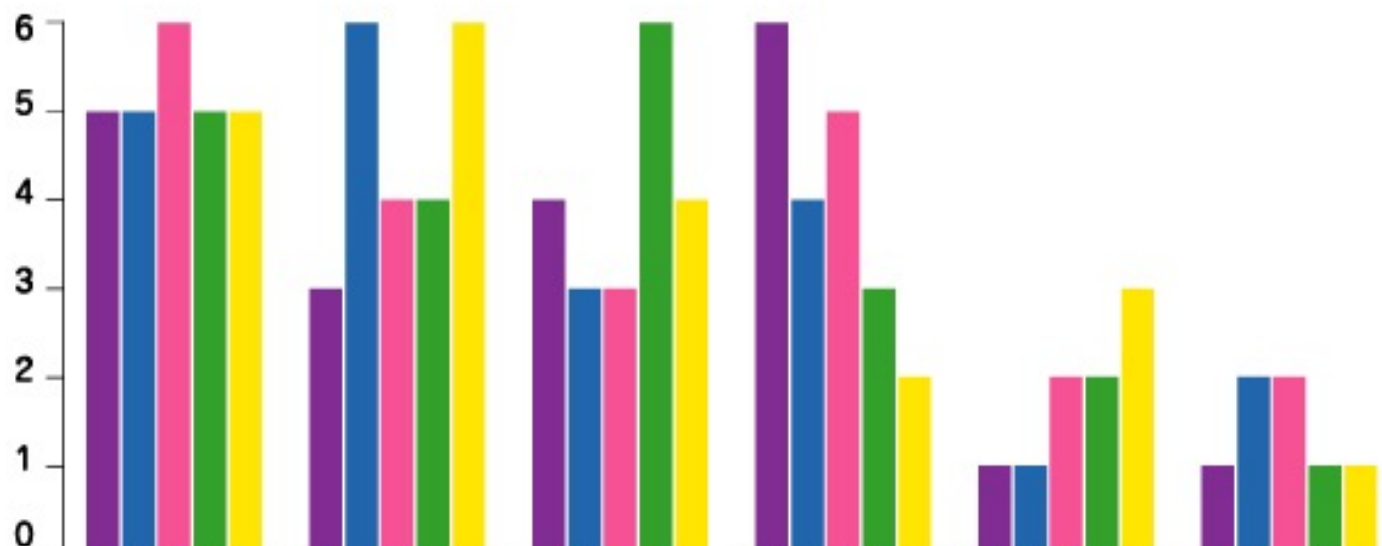
混乱の元凶・薬理学と法律は違う

1994年、米国国立薬物濫用問題研究所(NIDA)臨床薬理学部門長Henningfield(ヘニングフィールド)博士らの調査より

使用率の高い薬物の中毒性比較

薬理学

大
↑
中毒性
↓
小



	ヘロイン	アルコール	コカイン	ニコチン	マリファナ	カフェイン
依存性	5	3	4	6	1	1(2)
禁断症状	5	6	3	4	1	2
耐性	6	4	3	5	2(1)	2
習慣性	5	4	6	3	2	1
酔いの程度	5	6	4	2	3	1

法律



⚠ 全ての刺激物は健康を害する ⚠

先進国G10の大麻政策

	産業用	医療用（ハーブ）	医療用（Sativex）	嗜好用	
	アメリカ	2019年～	1996年～35州	臨床試験終了	2014年～15州合法
	カナダ	1998年～	2001年～合法	2005年～販売	2018年～合法
	イギリス	1994年～	2018年～合法	2010年～販売	違法（非犯罪化）
	フランス	禁止していない	2021年～研究	2013年～販売	2018年～禁錮刑廃止
	ドイツ	1996年～	2017年～合法	2011年～販売	2010年～非犯罪化
	イタリア	2002年～	2013年～合法	2011年～販売	違法（非犯罪化）
	オランダ	1996年～	2003年～合法	2012年～販売	1976年～非犯罪化
	ベルギー	1996年～	2006年～流通	2015年～販売	2003年～非犯罪化
	スウェーデン	2007年～	×（違法）	2011年～販売	×（違法）
	スイス	THC1%超違法	例外的許可	2013年～販売	2013年～非犯罪化
	日本	×（ほぼ不許可）	×（ほぼ研究不可）	×（輸入不可）	×（違法）

産業用: マリファナの主成分THCが0.3%以下の品種に限定して栽培認可
 医療用(Sativex)サティベックス: イギリスGW製薬が開発した植物性カンナビノイド医薬品

間違えやすい用語

ヘンプシード・オイル(アサ種子油)

Hemp seed oil

アサの種子から取れる油

カンナビス・オイル Cannabis oil

アサの花穂の有効成分を抽出したもの

CBDオイルは
すべてに属する

医療用大麻＝マリファナ(嗜好用大麻) Medical marijuana

医療用という特別なものと思われがちだが、
医療用も嗜好用も同じアサの有効成分を活用。目的が違うだけ！



カンナビノイド医薬品 Cannabinoid drugs

天然抽出 サティベックス(イギリスGW製薬)
エピディオレックス(イギリスGW製薬)

化学合成 例: マリノール、ナビロン



2. 大麻の歴史

大麻、太古からの薬

- **漢方薬の書 神農本草経** →上品:無毒で長期服用可
→ 便秘、痛風、リウマチ、生理不順
- **古代インド医学書 アーユルヴェーダ**
→ 鎮静・冷却・解熱、うっ血除去、食欲増進、鎮痛剤
- **中世ヨーロッパ 民間療法**
→ 筋弛緩剤、抗痙攣剤、生理痛、喘息、不眠症、偏頭痛、アヘンの禁断症状
- **日本:江戸時代の大和本草、民間薬としても使用**
→ 喘息用の煙草、おこり、鎮痛

大麻が規制される前は？



19世紀中頃から20世紀初頭まで大麻草をアルコールに溶かした大麻チンキが発売されていた。

アメリカ、日本などの薬局方にも収載

Lilly

イーライリリー社(アメリカ)
統合失調症、躁うつ病などの
医薬品で有名な大手製薬会社

大麻の歴史 国際的規制

1925年 アヘン条約

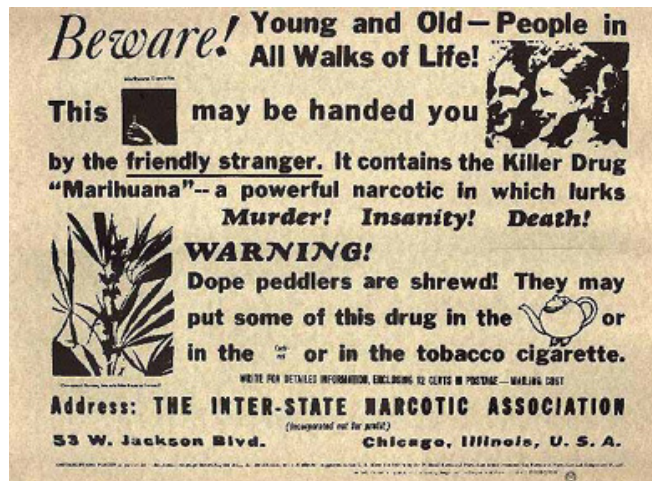
メキシコ移民排斥、禁酒法解除による役人過剰解消等

1937年 マリファナ課税法、41年にアメリカ薬局方から削除

1948年 GHQ占領下 大麻取締法制定 医療→× 

1961年 麻薬に関する単一条約

(ただし、医療&研究は除く)



1930～1962年の異例ともいえる32年間にもわたり
米国・麻薬取締局長官 (DEA)をつとめた
アンスリンガー氏が新聞・広告・映像を使って
「大麻は恐ろしい」というプロパガンダを徹底。
例えば、電車やバスの車内に次の警告を出した
「マリファナは強力な麻薬です。
人を殺したり！気が狂ったり！死んだりします！」

国際条約の定義(1)

1961年の麻薬単一条約による
Cannabis及びCannabis Plant の定義(第1条)

*「大麻」とは、名称のいかんを問わず、大麻植物の花又は果実のついた枝端で樹脂が抽出されていないもの(枝端から離れた種子及び葉を除く。)をいう。

*「大麻植物」とは、カンナビス属の植物をいう。

マリファナの主成分である Δ^9 -THCが同定・発見は1964年！！

国際条約の定義(2)

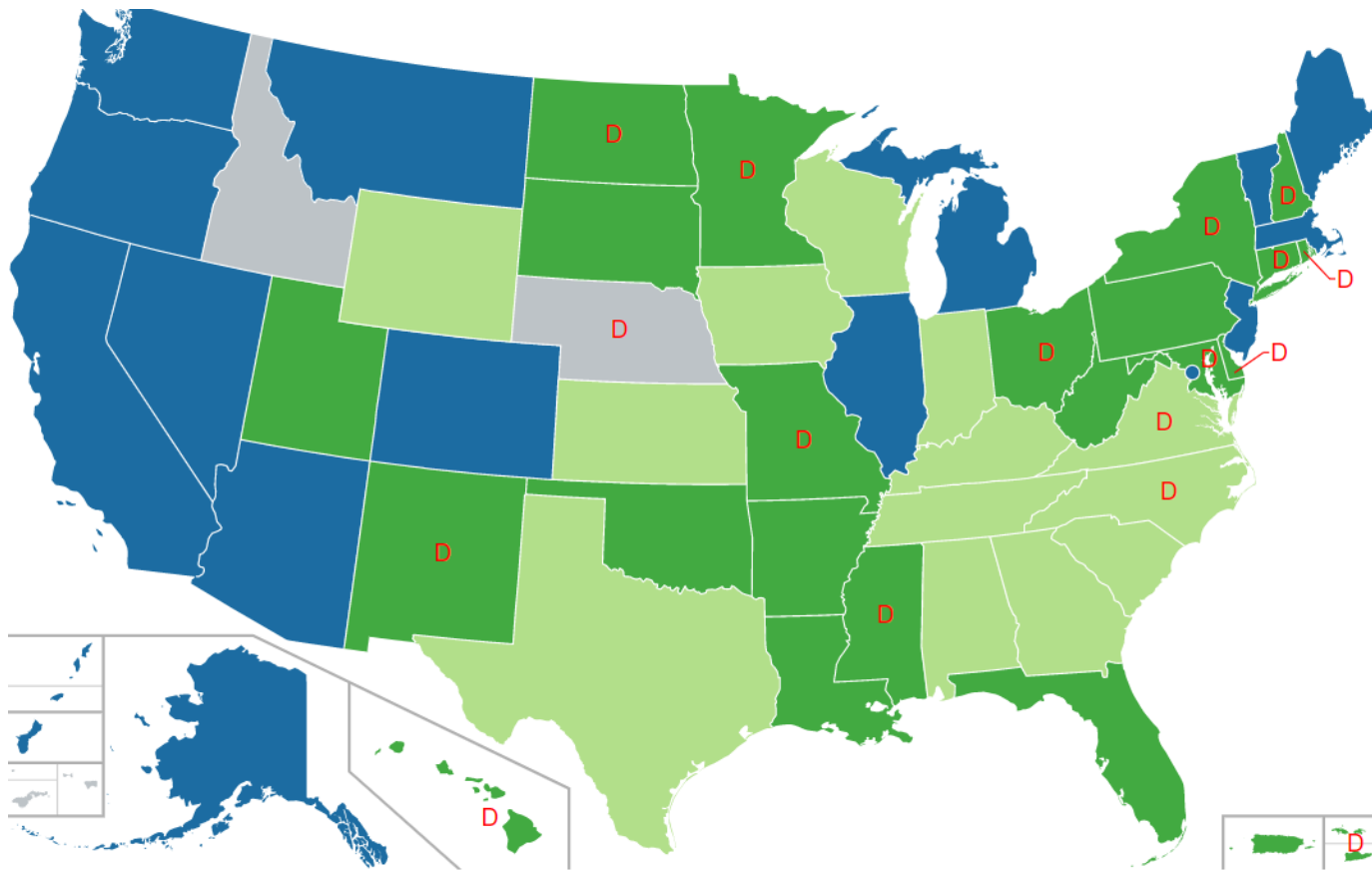
※麻薬に関する単一条約:第28条2

(1961年採択、日本は1964年批准)

「この条約は、もっぱら産業上の目的(繊維及び種子に関する場合に限る)又は園芸上の目的のための大麻植物の栽培には、適応しない。」

→繊維利用と種子利用は、規制や取締の対象外

合法化が進むアメリカ



1996年～
カリフォルニア州
医療用大麻合法化

2012年～
コロラド州、ワシントン州
嗜好用大麻合法化

2018年～
全米
産業用大麻合法化

灰色:違法	2州
緑色:医療用大麻合法	35州+D.C.
D :非犯罪化	15州
青色:すべて合法	15州+D.C.

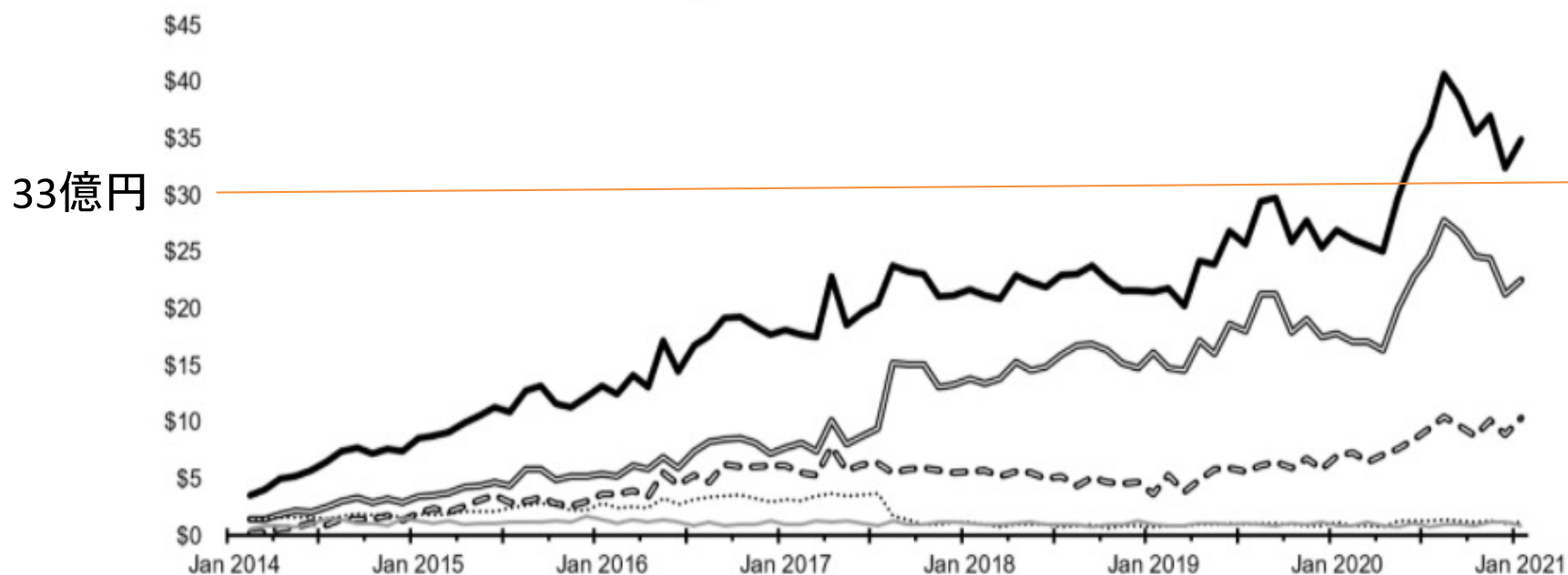
米国：ほとんどが住民投票して合法化

州	コロラド州		ワシントン州		アラスカ州		オレゴン州	
対象法律	MMLs Amendment 20	RMLs Amendment 64	MMLs Initiative 692	RMLs Initiative 502	MMLs Ballot Measure 8	RMLs Ballot Measure 2	MMLs Measure 67	RMLs Measure 91
可決(年)	2000	2012	1998	2012	1998	2014	1998	2014
対象年齢	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上
所持量	2 oz	1 oz	1 oz	1 oz	1 oz	1 oz	24 oz	1 oz
税金	州売上税 2.9%, 地方消費税	大麻税 15%, 物品税 15%, 州売上税 2.9%, 地方消費税	非課税	大麻税 37%, 州売上税 6.5%, 地方消費税	非課税	1 オンス/50 ドル, 地方 消費税	大麻税 17%, 地 方消費税	大麻税は都市ごとに 17~20%, 地方消費税
州	D. C.		カリフォルニア州		ネバダ州		メイン州	
対象法律	MMLs Initiative 59	RMLs Initiative 71	MMLs Proposition 215	RMLs Proposition 64	MMLs Ballot Question 9	RMLs Ballot Question 2	MMLs Ballot Question 9	RMLs Ballot Question 2
可決(年)	1998	2014	1996	2016	2000	2016	2000	2016
対象年齢	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上
所持量	4 oz	2 oz	8 oz	1 oz	2.5 oz	1 oz	2.5 oz	1 oz
税金	大麻税 5.75%	売買の禁止 (税率の規定 なし)	消費税 15%, 地 方消費税	大麻税 15%, 州売上税 7.25%, 地方消費税	大麻税 2%	大麻税 15%, 物品税 10%, 消費税 6.85%, 地方消費税	大麻税 5%	大麻税 10%, 消費税 5.5%, 物品の形状で追 加課税
州	マサチューセッツ州		バーモント州		ミシガン州		イリノイ州	
対象法律	MMLs Ballot Question 3	RMLs Ballot Question 2	MMLs Senate Bill 76 (22- 7), HB 645 (82-59)	RMLs H. 511 bill	MMLs Proposal 1	RMLs Proposal 1	MMLs House Bill 1	RMLs House Bill 1438
可決(年)	2008	2016	2004	2018	2008	2018	2013	2019
対象年齢	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上
所持量	10 oz	1 oz	2 oz	1 oz	2.5 oz	2.5 oz	2.5 oz	2.5 oz
税金	大麻税 2%	大麻税 15%, 物品税 10%, 消費税 6.85%, 地方消費税	非課税	未定	大麻税 3%	大麻税 10%, 消費税 6%	大麻税 3%	未定
使用制限	学校、職場、公共の場（歩道、公園、テーマパーク、スキー場、コンサート会場、空港、駅、駐車場、飲食店、アパート、病院、国有地）での使用は禁止。マリファナ影響下での自動車等運転操作は禁止。							

MMLs: 医療用大麻 RMLs: 嗜好用大麻 1oz(オンス) = 28.3g
引用: 大麻問題の現状(2020)

自治体の税収アップ コロラド州

人口:575万人(兵庫県ぐらい)、医療用:2000年合法、嗜好用:2014年合法



嗜好用税率17.9% 2020年度税収:426億円、14年からの累計:1755億円

CBDを有名にしたCNNドキュメンタリー

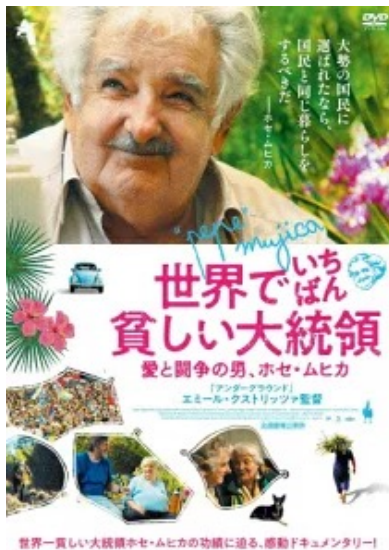
2009年 カルフォルニア州 projectCBD 開始
CBD4%以上を高リッチCBD品種と認定し認知度向上に努める



2013/8/11 に CNN で放送され、アメリカで大反響を呼んだ、
サンジェイ・グプタ博士による医療大麻についてのドキュメンタリー
6歳の少女: てんかん発作1週間300回→1週間1回へ

南米ウルグアイ

2013年、世界初の嗜好用、医療用、産業用の
全分野を合法化



ライセンス種類	ライセンス数
作物（向精神作用あり）	9 件
作物（向精神作用なし）	42 件
工業化/商業化	9 件
研究調査	18 件
購入者	41174 人
販売薬局	17 件
国内栽培	8278 人
大麻栽培クラブの会員	4768 人
大麻栽培クラブの団体数	158 団体

20年5月現在 <https://www.ircca.gub.uy/>

一人 1ヶ月40g所持、6株自家栽培OK、
人口の1.6%が使用 大麻栽培クラブ:定員15~45名、99株までOK

タイ王国：伝統医学としての大麻合法化



タイ食品医薬品局（FDA）

出典：<http://www.fda.moph.go.th/>

2019年2月に医療用大麻を合法化

特徴

- (1) 研究者、企業、農家、患者まで許可があれば取扱いができる
- (2) 2024年まで企業における外国人の出資比率や役員を3分の1以下に制限＝自国の産業育成を優先している
- (3) 医療ツーリズムを想定している
- (4) タイの伝統医学の復活をめざしている
- (5) 農家に6株栽培を許可し、農村経済の活性化につなげる

タイ伝統医学

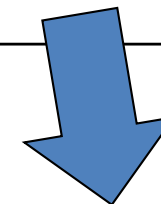
＝インドのアーユルベータ医学と中国の生薬学を融合したもの

1961年の麻薬単一条約のスケジュール

20年12月2日

国連麻薬委員会(CND)にて医療価値を認める

統制の強さ	等級	規制物質名
緩やか	第Ⅲ表 除外製剤	1回用量につき100mg以下のコデインを含有する製剤等
	第Ⅱ表 依存性が弱い麻薬	コデイン, ジヒドロコデイン, エチルモルヒネ等
	第Ⅰ表 依存性が強い麻薬	大麻, 大麻樹脂, 大麻抽出物, 大麻チンキ ヘロイン, モルヒネ, あへん, コカ葉等
厳しい	第Ⅳ表 特に危険な第1表中の麻薬	大麻及び大麻樹脂, ヘロイン等



削除

日本の大麻文化



七味唐辛子(麻の実)



御幣(繊維)



麻織物



横綱の綱



蚊帳



花火(麻炭)



茅葺屋根材



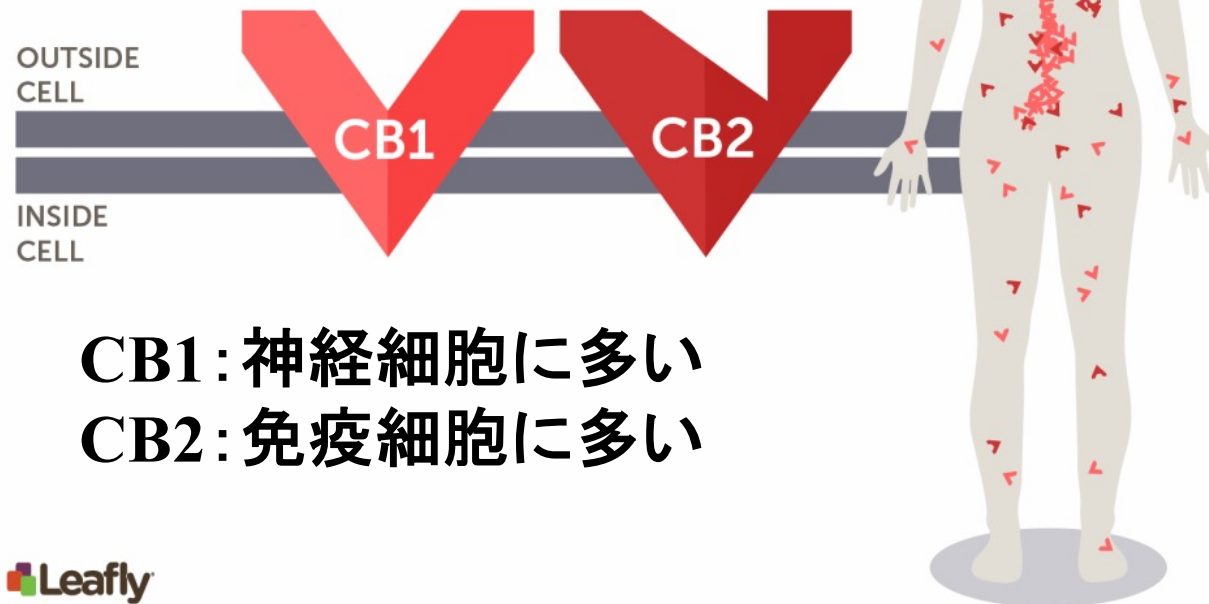
凧糸

3. 大麻の有効性と安全性

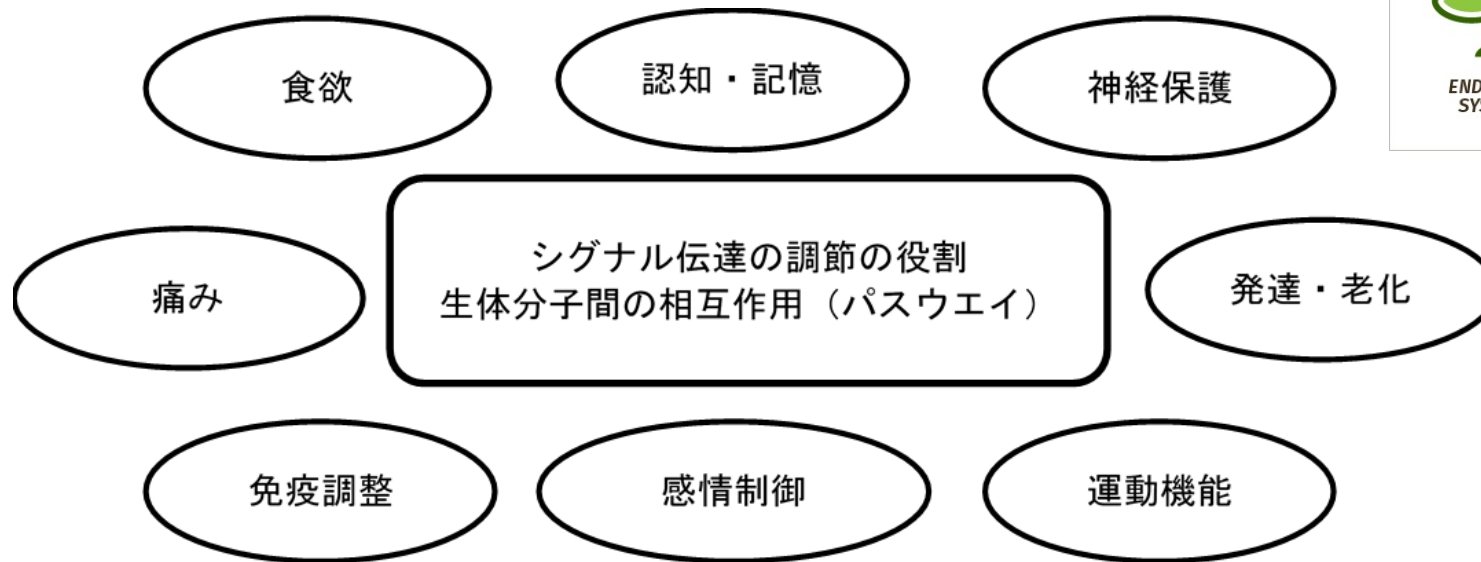
カンナビノイド受容体が全身に分布

脳内マリファナ(エンドカンナビノイド)が1990年代に発見、
その受け皿となる受容体も発見される

- ・アナンダミド(1992年)
- ・2-AG(1995年)



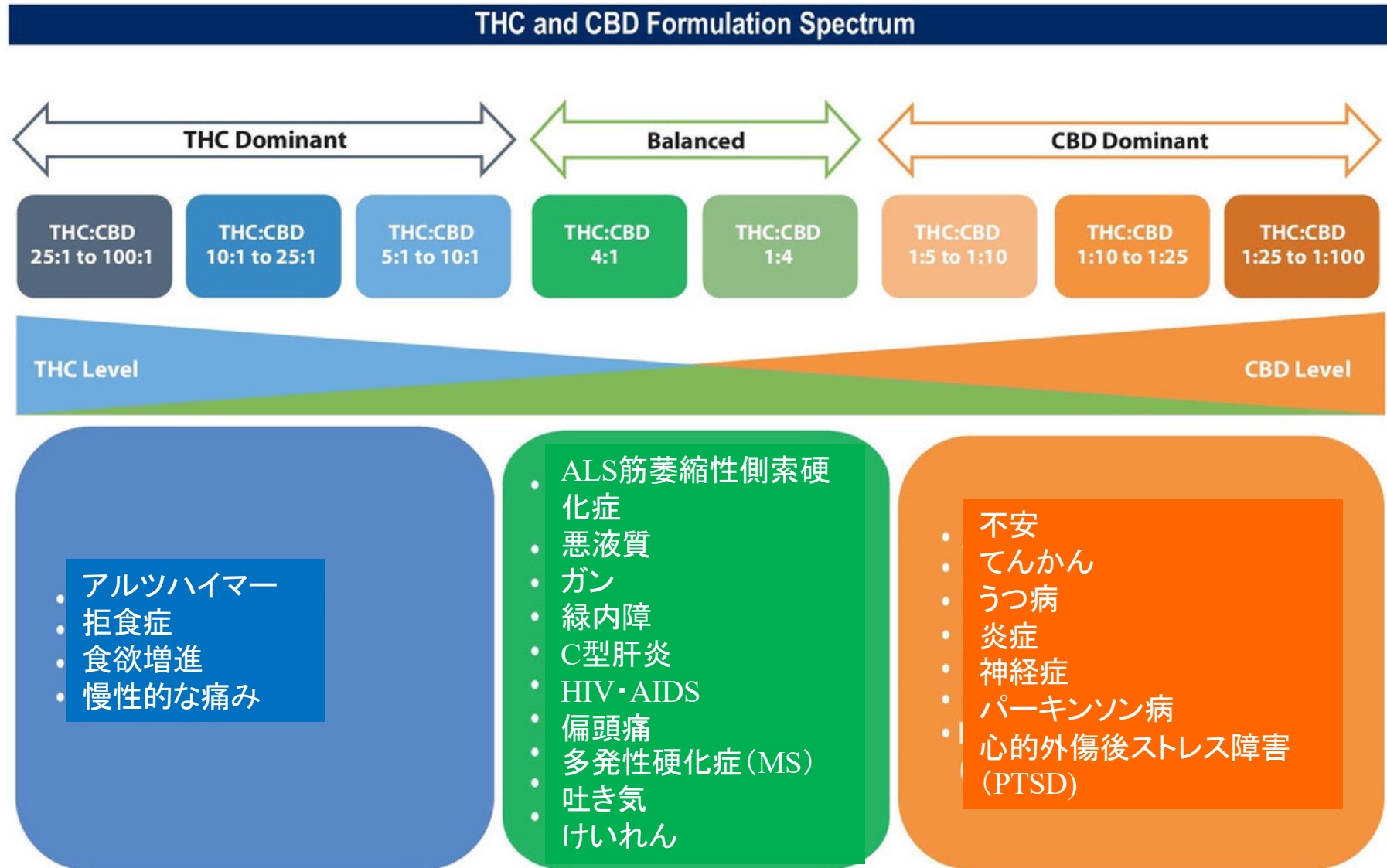
エンド・カンナビノイド・システム (ECS) は 多くの身体調節機能をもつ



シグナル伝達：細胞と細胞のコミュニケーション、情報交換のこと

加齢に伴う老化や過剰なストレスによって、
神経と免疫システムの不調=カンナビノイド欠乏症となる。

THCとCBDの割合と適応疾患



THCもCBDも、どちらも医療に有効である

よく言われている論点

1) 精神疾患になる → 確証がない

イギリス 2002年薬物乱用諮問委員会(ACMD):「大麻の長期使用についての中心課題の一つは、それが心の病、特に精神病のリード役になるかどうかということで(中略)明確な因果関係は実証されなかった。」

2) ゲートウエイドラッグである→規制の影響が強い

例)マリファナ→コカイン→ヘロイン 徐々に強い薬物へ移行 最初の入口
オランダ国立精神衛生依存症研究所の報告書1997年:ハードドラッグを入手する環境に同化すればするほど、それに転向する可能性が高くなる。従って、マリファナの市場を分離することが必要。

3) 依存性がある → 深刻なものとはならない

大麻草の安全性

● 医科学的事実: 実質的な致死量がない

呼吸や心臓の鼓動を調節する脳幹にカンナビノイド受容体がない
→ 過剰摂取による生命の危険性が極めて少ない

● 法律家の判断

アメリカ連邦麻薬取締局 (DEA) のフランシス・ヤング裁判官
1988年9月6日の医療マリファナ合法化の推奨判決

「厳密に医学的に言えば、マリファナは我々が普段口にする食べ物の多くに比べてはるかに安全であり、天然のマリファナは、人間にとって治療効果の知られている薬物の中で最も安全なものの一つある」

合法化した11州の最新の科学的評価

成人マリファナ使用	増加
中高生の使用	横ばい
他の薬物・アルコール使用	横ばい
マリファナの価格	一時下落してその後一定
自殺率の増加	横ばい
暴力犯罪の増加	横ばい
運転死者数の増加	横ばい
州のGDP成長率	横ばい
州の税収	増加
刑事司法支出	横ばい

注意：
医療用大麻の
合法化の影響
は考慮されて
いない

結論 今のところ、重大な悪影響がない

4. 大麻禁止で困っている人々

必要としている患者



引用: <https://asaterasu2.com/>

CBD製品でビジネスしたい企業

輸入を規制する2つの法律



大麻取締法

麻薬および
向精神薬取締法

成熟した茎と種子
以外の大麻製品はNG

THCが含有されて
いる製品はNG



茎および種子から製造
されていることの製造証明書



THCが含有していない
ことの分析証明書

CBD製品の大麻非該当性の確認について

大麻草の成熟した茎と種子のみから抽出・製造されたCBD（カンナビジオール）を含有する製品については、大麻取締法上の「大麻」に該当しませんが、当該製品を輸入する前に、麻薬取締部においてその該否を確認しております。

確認の手続きについては以下をご確認の上、担当部署へご連絡ください。

手続きについて

- [CBDオイル等のCBD製品の輸入を検討されている方へ](#)（2020年5月版）

CBD製品 2013年夏～ 日本に輸入開始

2020年4月 CBD製品の輸入手続きが明文化

2021年1月 現在、120社以上が商業販売

関東信越厚生局麻薬取締部 <https://www.ncd.mhlw.go.jp/cbd.html>

県の不許可は「不当」 大麻草の県外出荷 「伊勢麻」が主張書面提出 三重

© 2020-12-16 社会



【県の担当者（右）に書面を提出する松本共同代表（左）ら＝三重県庁で】

三重県内で大麻草を栽培する「伊勢麻」が県外出荷を不許可にした県の対応を不服として申し立てた審査請求を巡り、同社は15日、県側の見解は「不当だ」とする主張書面を県行政不服審査会に提出した。

同社などは平成30年から県の許可を得て大麻草を栽培し、精麻に加工して県内の神社に供給している。一方、愛知県内の神社からも出荷の依頼があり、昨年10月に県外出荷の許可を県に申請していた。

これに対し、県は「社会的有用性はなく、栽培で生じる保健衛生上の危害が発生する恐れを受容するまでには至らない」として県外出荷を認めず、同社は行政不服審査法に基づく審査請求を申し立てていた。

同社の主張書面は、22日に開かれる行政不服審査会の初会合の前に提出。同社の審査請求を審理する県職員が先月16日付で鈴木英敬知事に提出した意見書を「不十分かつ非論理的だ」と批判した。

また、意見書が大麻草に関する論文を根拠に「幻覚成分を抽出することが技術的に可能」と指摘したことに対し、主張書面は「化学的な知見を無視し、非現実的な結論に導こうとしている」と反論した。

同社の松本信吾共同代表は提出後の取材に「意見書は論文を強引に解釈している。県外に出荷してもリスクは何ら変わらない。行政不服審査会は主張書面を読んで中立の観点で審査してほしい」と述べた。

大麻栽培の許認可に関する事務を担う薬務感染症対策課は取材に「今のところ不許可にした理由に変更はなく、説明を続ける必要があると考えている。行政不服審査会の結果などを踏まえて今後の対応を検討したい」としている。

「伊勢麻」振興協会

2018年～新規の大麻農家

現在合法的な
大麻草の
茎由来の繊維（精麻）

三重県→岐阜県の
県外持ち出しは
不許可！！



日本に大麻草渡来して
37000年の歴史上初めて

ヘンプ産業で地方創生

「大麻取締法は国益を損なう」

ブランド米を生んだ農学博士がほえるわけ

2021/1/25 07:00 (JST)

©株式会社全国新聞ネット



<https://this.kiji.is/724828981820178432?c=39546741839462401>



ゆめぴりかを生んだ菊地博士

目標:2万ヘクタール

← 2014-16年:研究栽培実施0.2ha

しかし、

THCゼロ%のフランス産品種

の輸入が許可されない

=計画中断

THC基準のある先進国とない日本

表2：各国における産業用ヘンプのTHC濃度基準

国名	栽培解禁年	THC濃度基準	作付面積
EU (28カ国)	1993年	1989-2000年 0.3% 2001年-現在 0.2%	50,018ha (2018年)
カナダ	1998年	0.3%未満	37,433ha (2019年)
オーストラリア	1998-2017年	1.0%未満	2,210ha (2017年)
中国	2008年推奨国家標準 を制定	低毒大麻0.3%未満 無毒大麻0.1%未満	約50,000ha (2017年)
米国	2014年 研究栽培 (連邦法) 2019年 商業栽培 (連邦法)	0.3%以下	59,110ha (2019年)
タイ	2018年 (13年から暫定栽培)	1.0%未満	約5,000ha (2017年)
日本	栽培は禁止されていない 1948年から栽培免許制	基準値なし	11.2ha (2018年)

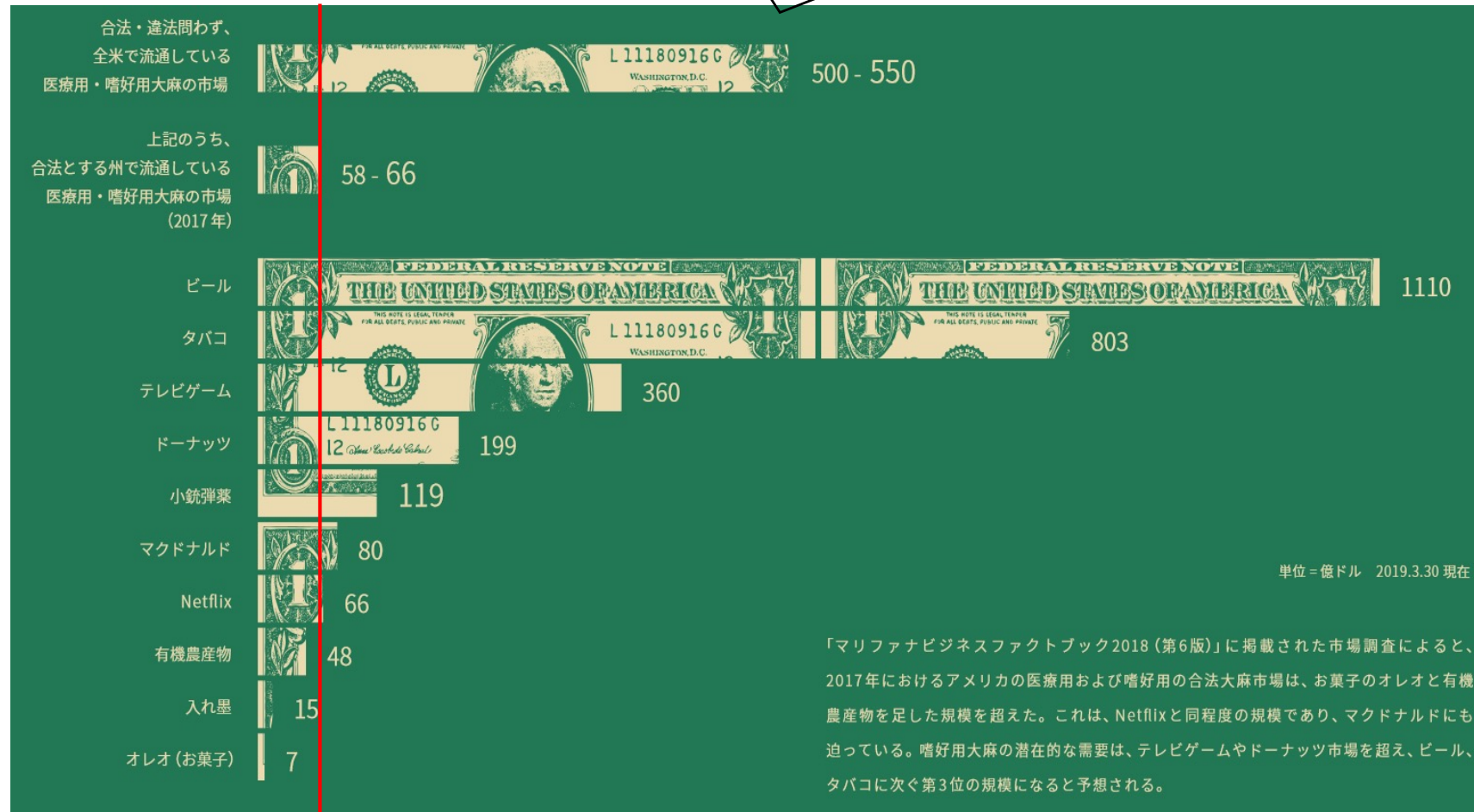
DEA(麻薬取締局)
↓
USDA(農務省)

桁違いに低い！

米国 新産業「グリーンラッシュ」

6380~7260億円

5.5~6.0兆円



引用: 高城剛(2019)GREEN RUSH.

5. 使用罪議論の問題点

2021年1月20日 有識者会議スタート

第1回 大麻等の薬物対策のあり方検討会

令和3年1月20日
厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

<目次>

1. 薬物対策の現状と課題
2. 薬物関連法制の現状と課題
3. 国際的な動向
4. 麻薬取締部の現状と課題

21年夏までに報告書をと
りまとめる



警察庁

18年と19年に大麻取締徹底を指示

薬物事犯検挙人員の推移

- 覚醒剤事犯の検挙人員は、**44年ぶりに1万人を下回った**
- 大麻事犯の検挙人員は、**6年連続で増加して過去最多を更新**



↑
米国コロラド州・
ワシントン州
嗜好用大麻が合法化

↑
カナダ
米国カリフォルニア州
嗜好用大麻が合法化

各 管 区 警 察 局 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 長

原議保存期間	3年(平成35年3月31日まで)
有効期間	一種(平成35年3月31日まで)

警察庁丙組薬統発第19号
平成31年4月9日
警察庁刑事局組織犯罪対策部長

大麻事犯の取締りの徹底等の継続について（通達）

昨年大麻事犯の検挙人員は、一昨年に記録した過去最多の検挙人員を超え、2年連続して過去最多を記録した。近年の大麻事犯検挙人員の増加に対応するため、警察庁では平成30年4月12日付け警察庁丙組薬統発第15号（以下「通達」という。）により大麻事犯の取締りの徹底等を指示しているところである。

大麻については、有害性に関して誤った認識を持つ者も多く、若年層を中心とした大麻の乱用拡大が懸念され、また、大麻の密売が暴力団の重要な資金獲得手段になっていることは明らかであることから、引き続き、大麻情勢の沈静化に向け、下記の点に留意しつつ、効果的な大麻事犯対策を推進されたい。

なお、上記通達は廃止する。

記

1 大麻事犯の徹底検挙

暴力団等が、大麻を重要な資金源と見て大麻事犯への関与を強めているところ、特に栽培事犯について関与している組織の多様化や栽培の大規模化の傾向があることを念頭に、組織的な大麻の栽培や密売等にかかる積極的な情報収集及び突き上げ捜査等により、これら組織への取締りを徹底すること。

また、末端乱用者による大麻事犯の検挙の際には、密売人や密売組織の検挙に向け、突き上げ捜査を確実にを行うこと。

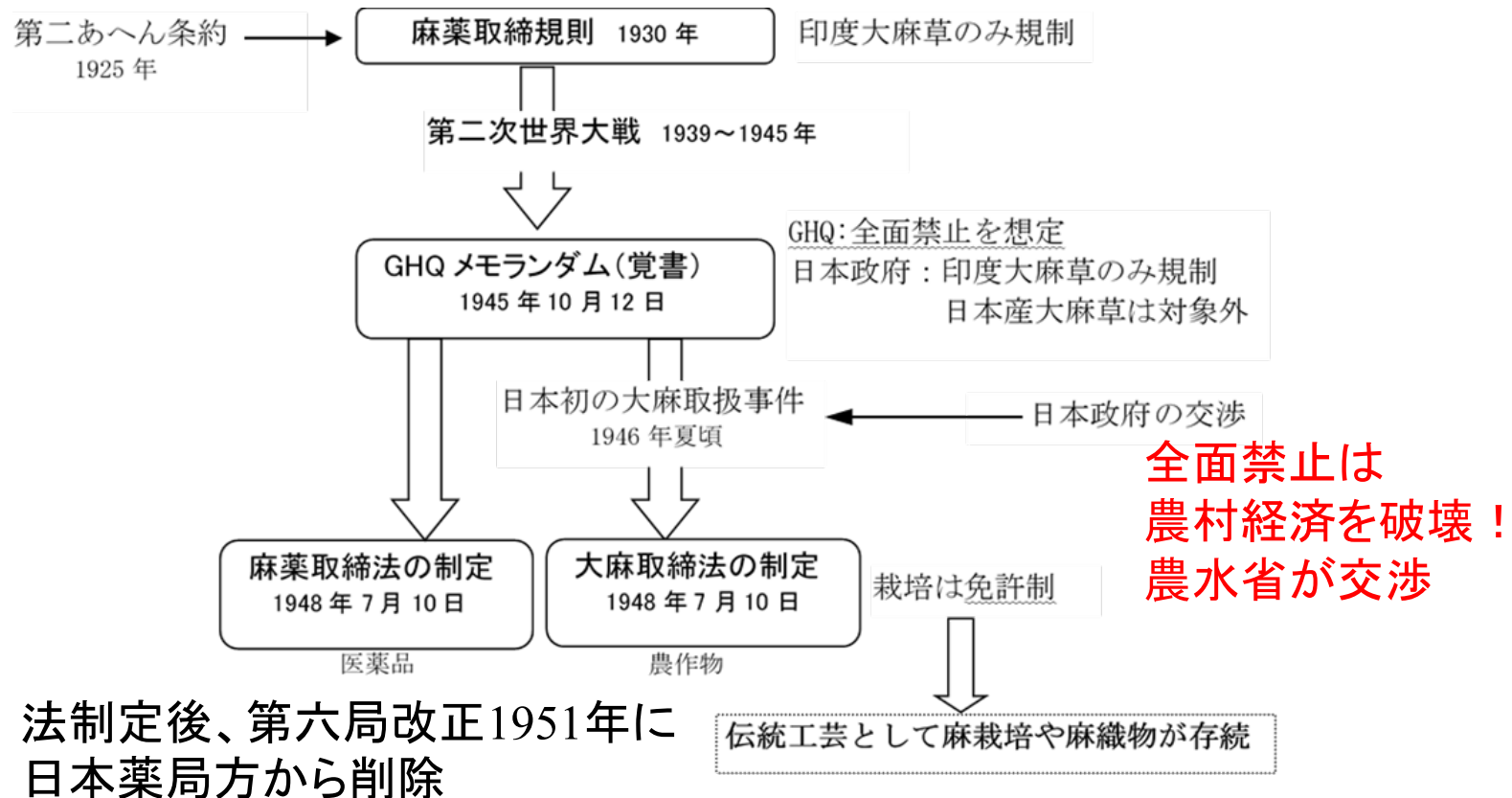
2 効果的な広報啓発活動の実施

若年層における大麻事犯検挙人員の増加が続いていることから、引き続き、大麻の有害性に関する正しい理解を促進する効果的な広報啓発活動を実施すること。

大麻取締法(1948)の制定背景

戦前は、自由に大麻栽培ができ、繊維から縄、紐などを生産。

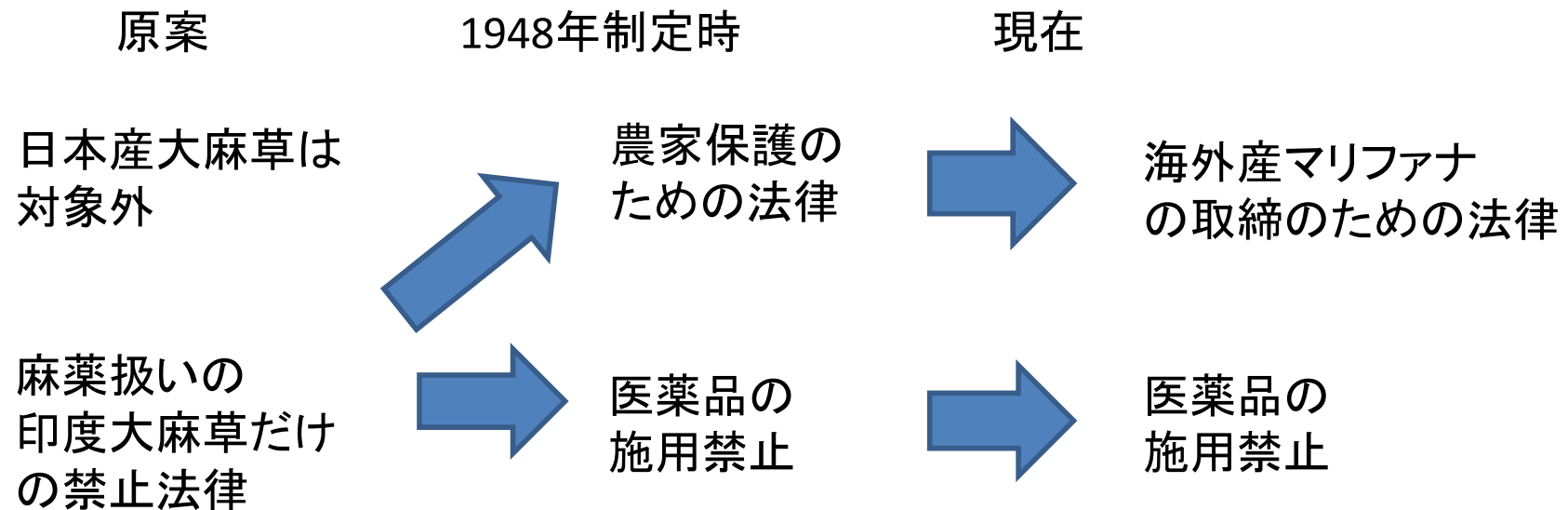
戦前は、日本薬局方の医薬品であり、第一局(1886年)～第五局(1951年)の65年間、印度大麻草(草、チンキ、エキス)として収載。用途: ぜんそく煙草、鎮痛剤など



大麻取締法は、大戦後70年間で農家保護のための法律から、マリファナ取締のための法律へと変貌した

問：なぜ使用罪がないのか？

答え：元々は農家保護のための法律だったから、想定していない



農家が吸い込むから(厚労省発デマ)

大麻取締法

第四条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 大麻を輸入し、又は輸出すること(大麻研究者が、厚生労働大臣の許可を受けて、大麻を輸入し、又は輸出する場合を除く。)
- 二 大麻から製造された医薬品を**施用**し、又は**施用**のため交付すること。
- 三 大麻から製造された医薬品の**施用**を受けること。

論点：使用罪より罰金刑復活か？

1963年(昭和38年)

麻薬取締法等の一部を改正する法律(昭和三十八年六月二一日法律第一〇八号)に伴って、罰則が強化され大麻取締法から罰金刑の項目が削除された。

例えば、栽培・輸入・輸出に関しては、次のようになった

(改正前)3年以上の懲役、若しくは3万円以下の罰金、又はこれを併科

(改正後)7年以下の懲役

この改正の経緯は、昭和61年の長野地方裁判所伊那支部で行われた厚生省麻薬課長の証人尋問により、昭和38年当時に大麻使用による具体的な弊害があって罰則が強化されたわけではなく、ヘロイン乱用問題のついでにすべての薬物乱用を一掃しようという理由であったことを明らかにした

「大麻の有害性が従来考えられていた程のものではないとすれば、立法政策として罰金刑を復活させる余地はある」(伊藤栄樹ら編「注釈特別刑法 第8巻」立花書房、1990年)


「大麻の有害性がかつて考えられていた程のものでないとするならば・・・選択刑として罰金刑を復活させることが考慮されてよいと思う」(平野龍一ら編「第2版 注解特別刑法5 医事・薬事編2」青林書院、1992年)



弁護士 亀石倫子  @MichikoKameishi · 1月18日

...

厳罰化しても薬物問題はなくならないし、誰も幸せにしない。国連は薬物問題をSDGsと関連づけて考え、世界中で厳罰化からハームリダクション（健康被害などの軽減）へ転換しているなか、規制強化は完全に逆行している。刑罰より、支援や治療を。署名にご賛同をお願いします🙏



HARM
REDUCTION
SAVES LIVES

あなたの声がチカラになります

厳罰化は誰も幸せにしない。薬物政策をハームリダクションへ転換を！
大麻等の薬物取り締まり強化と『大麻使用罪』創設に反対します！

 change.org

まとめ

大麻は、大麻検討会の議論をきっかけに、大いに議論すべきテーマである

大麻は、日本の文化であり、医療や産業振興にもなり、課税すれば税金にもなる

使用罪を導入しても、警察とマトリの利権的な仕事が増えるだけ。

厳罰化、非犯罪化、合法規制化、軽犯罪化、自由化のうち過料(軽犯罪化)でよいのでは？